

議員提出議案第 2 号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 2 1 日提出

提出者	大口町議会議員	酒 井 廣 治
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
〃	大口町議会議員	柘 植 満
〃	大口町議会議員	岡 孝 夫
〃	大口町議会議員	齊 木 一 三
〃	大口町議会議員	宮 田 和 美
〃	大口町議会議員	丹 羽 勉
〃	大口町議会議員	倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が平成 2 4 年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会会議規則の一部を改正する規則

大口町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第14章 会議録（第115条—第117条）
第15章 全員協議会（第118条） を
第16章 議員の派遣（第119条）
第17章 補則（第120条） 」

「第14章 公聴会（第115条—第120条）
第15章 参考人（第121条）
第16章 会議録（第122条—第124条） に改める。
第17章 全員協議会（第125条）
第18章 議員の派遣（第126条）
第19章 補則（第127条） 」

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第71条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第120条を第127条とする。

第17章を第19章とする。

第119条を第126条とする。

第16章を第18章とする。

第118条を第125条とする。

第15章を第17章とする。

第117条を第124条とし、第116条を第123条とし、第115条を第122条とする。

第14章を第16章とし、第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手續）

第115条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第116条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第117条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第118条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第119条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第120条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第121条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 118 条（公述人の発言）、第 119 条（議員と公述人の質疑）及び第 120 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大口町議会会議規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
略	略
<u>第 1 4 章 公聴会 (第 1 1 5 条—第 1 2 0 条)</u>	
<u>第 1 5 章 参考人 (第 1 2 1 条)</u>	
<u>第 1 6 章 会議録 (第 1 2 2 条—第 1 2 4 条)</u>	<u>第 1 4 章 会議録 (第 1 1 5 条—第 1 1 7 条)</u>
<u>第 1 7 章 全員協議会 (第 1 2 5 条)</u>	<u>第 1 5 章 全員協議会 (第 1 1 8 条)</u>
<u>第 1 8 章 議員の派遣 (第 1 2 6 条)</u>	<u>第 1 6 章 議員の派遣 (第 1 1 9 条)</u>
<u>第 1 9 章 補則 (第 1 2 7 条)</u>	<u>第 1 7 章 補則 (第 1 2 0 条)</u>
附則	附則
(修正の動議)	(修正の動議)
第 1 6 条 <u>法第 1 1 5 条の 3 (修正の動議) の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2 人以上の者の発議によらなければならない。</u>	第 1 6 条 <u>法第 1 1 5 条の 2 (修正の動議) の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2 人以上の者の発議によらなければならない。</u>
2 略	2 略
(所管事務等の調査)	(所管事務等の調査)
第 7 1 条 略	第 7 1 条 略
2 <u>議会運営委員会が、法第 1 0 9 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</u>	2 <u>議会運営委員会が、法第 1 0 9 条の 2 第 4 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</u>
<u>第 1 4 章 公聴会</u>	
<u>(公聴会開催の手続)</u>	
<u>第 1 1 5 条 議会が、法第 1 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u>	
<u>2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u>	
<u>(意見を述べようとする者の申出)</u>	
<u>第 1 1 6 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。</u>	

新	旧
<u>(公述人の決定)</u> <u>第 1 1 7 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</u> <u>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u> <u>(公述人の発言)</u> <u>第 1 1 8 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u> <u>2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u> <u>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u> <u>(議員と公述人の質疑)</u> <u>第 1 1 9 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u> <u>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u> <u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u> <u>第 1 2 0 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u> <u>第 1 5 章 参考人</u> <u>(参考人)</u> <u>第 1 2 1 条 議会が、法第 1 1 5 条の 2 第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u> <u>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u>	

新	旧
<u>3 参考人については、第 1 1 8 条（公述人の発言）、第 1 1 9 条（議員と公述人の質疑）及び第 1 2 0 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。</u> <u>第 1 6 章 会議録</u> （会議録の記載事項） <u>第 1 2 2 条 略</u> （会議録に掲載しない事項） <u>第 1 2 3 条 略</u> （会議録署名議員） <u>第 1 2 4 条 略</u> <u>第 1 7 章 全員協議会</u> （全員協議会） <u>第 1 2 5 条 略</u> 2・3 略 <u>第 1 8 章 議員の派遣</u> （議員の派遣） <u>第 1 2 6 条 略</u> 2 略 <u>第 1 9 章 補則</u> （会議規則の疑義） <u>第 1 2 7 条 略</u>	<u>第 1 4 章 会議録</u> （会議録の記載事項） <u>第 1 1 5 条 略</u> （会議録に掲載しない事項） <u>第 1 1 6 条 略</u> （会議録署名議員） <u>第 1 1 7 条 略</u> <u>第 1 5 章 全員協議会</u> （全員協議会） <u>第 1 1 8 条 略</u> 2・3 略 <u>第 1 6 章 議員の派遣</u> （議員の派遣） <u>第 1 1 9 条 略</u> 2 略 <u>第 1 7 章 補則</u> （会議規則の疑義） <u>第 1 2 0 条 略</u>

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方自治法の一部改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、本町においてもこの規定を準用します。

2 改正の概要

- (1) 目次に「公聴会」及び「参考人」の２章を加えます。
- (2) 第１４章として、公聴会開催の手続き等の規定（６条）を加えます。
- (3) 第１５章として、参考人に関する規定（１条）を加えます。
- (4) 地方自治法の一部改正に伴う、引用条文の条ずれを修正します。

3 施行期日

公布の日から施行します。